

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年2月13日提出
【ファンド名】	ニッセイノパトナム・毎月分配ユーロインカムオープン
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

契約型追加型証券投資信託「ニッセイノパトナム・毎月分配ユーロインカムオープン」（以下「当ファンド」といいます）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定にしたがい本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）の年月日

2026年11月16日（予定）

当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きにおいて、異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が2026年2月17日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、信託を終了（繰上償還）します。

ロ．信託終了（繰上償還）にかかる決定に至った理由

当ファンドは2003年9月30日の設定以来、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の成長を目標とする基本方針に基づき、運用を行ってまいりました。今般、運用の再委託先であるフランクリン・テンブルトン社より運用資産（マザーファンドの残高）の減少傾向が継続しており（2025年12月末時点の残高は約8.8億円、直近5年間で約33%減少）、今後さらに残高が減少した場合には、運用の基本方針に沿った運用や十分な分散投資が困難となるおそれがある旨の申し出がございました。このような状況を踏まえ、受益者の皆様からお預かりしている運用資産をお返すことが最善であると判断し、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

ハ．信託終了（繰上償還）に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

2026年2月17日現在の当ファンドの知られたる受益者に対して、信託終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付いたします。

委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に信託終了（繰上償還）に関するお知らせ（公告）を掲載いたします。